

経営管理委員会制度の概要

1. 制度導入の趣旨

- (1) 農協の理事会については、組合員（農業者）による運営を基本としつつ、高度化・専門化されてきている業務執行の適切な遂行を図るため、3分の1までは組合員以外の実務家を理事に登用できることとなっているが、

実務家の理事への登用は遅々として進まない

非常勤理事が多数のため、理事会の開催頻度が少なく、迅速な経営判断が行いにくい

組合長をはじめとする組合員代表の理事は、連合会等の系統内の役職を兼職したり、農業者を代表して各種の会議に出席するなど多忙であり経営に専念できない

といった問題を有していた。

- (2) このため、平成8年の農協法改正によって、従来の理事会が有していた、組合員の意思反映機能と 日常的業務執行機能という2つの機能を分離し、それぞれ「経営管理委員会」と「理事会」という別々の機関に担わせる経営管理委員会制を、各組合の判断で導入できる（従来の理事会制との選択）こととした。

経営管理委員会制を導入した組合では、組合員代表から成る経営管理委員会が専門的知識を有する実務家を理事に選任し、理事会は経営管理委員会が決定した基本方針に従い、日常的業務執行を行う形をとる。

- (3) 平成13年の農協法改正では 業務内容が高度化・専門化している全農、全共連及び信連について導入を義務付ける、代表理事の任命権を付与する、青年部、女性部など正組合員以外の者も4分の1まで経営管理委員となれる、といった措置を講じて制度の定着を促すこととした。

2. 経営管理委員会と理事会との関係

(1) 経営管理委員会の権限

経営管理委員会は、理事会の上位機関であり、業務執行上の基本方針や重要事項を決定する。

また、経営管理委員会は、代表理事・理事を任命するとともに、理事の業務執行の状況を監督するため、経営管理委員会には理事を出席させて必要な説明を求めることができる。

なお、経営管理委員は日常的業務執行に携わらないことから、兼職・兼業の制限はかからない。

(2) 理事会の権限

理事会は、組合員の意向を十分踏まえた業務運営をするため、経営管理委員会の決定に従って日常的業務執行を担当することになる。

また、従来 of 理事と異なり、特に資格の制限が求められていないため、実務者による機動的な業務運営が可能な常勤体制を確立し、高度・専門化する業務に迅速に対応することが可能となる。

一方、兼職・兼業については、理事の職務に専念するよう厳しく制限されている。

3. 対比表

理事会 1 本方式

経営管理委員会・理事会併用方式

理事会

= 業務執行全体

非常勤と常勤が混在

開催頻度は、非常勤理事が相当数いるため、月 1 回程度なのが実情で、迅速な経営判断は困難

実際の農業の担い手（青年部・女性部の代表等）は、自らの農業が忙しいため、責任の重い理事には就任できないのが実情

代表理事・常勤理事は兼職・兼業を禁止

理事は、理事会の決定事項に関し責任

非常勤

常勤

経営管理委員会
(組合員代表による最高経営会議)

= 業務執行上の基本方針・重要事項を決定
日常的な業務執行に当たる代表理事・理事を任命
系統内上部団体に対して組織を代表する立場

非常勤を基本

経営管理委員は兼職・兼業も可能

実際の農業の担い手も経営管理委員となって、業務執行に意思反映することが可能

(経営管理委員は 3 / 4 以上が正組合員。正組合員でない担い手である青年部・女性部の代表等も参画が可)
経営管理委員は、経営管理委員会の決定事項に関し責任

理事会

= 経営管理委員会の決定に従って、日常的業務執行

常勤

理事は、職務に専念するため、兼職・兼業は禁止

組織代表が理事になっても差し支えない(兼職・兼業せず、常勤として職務に専念することが前提)

理事は、理事会の決定事項に関し責任